

市制 100 周年記念式典会場設営・実施運営等業務委託 公募仕様書

本仕様書は、「市制 100 周年記念式典会場設営・実施運営等業務委託」（以下、「本業務」という。）の契約候補者を公募するにあたり、必要とする基本的事項について定めるものである。

1 業務名

市制 100 周年記念式典会場設営・実施運営等業務委託

2 目的

本市は、令和 5 年 7 月 1 日に市制 100 周年を迎える。

本事業は、毎年市制記念日に実施している沼津市表彰に合わせ、本市市制施行 100 周年記念式典を同時開催するものである。また市制施行 100 周年記念事業として「次の 100 年への新たな一歩を踏み出すにあたり、沼津市の成り立ちや、先人達の思いを理解し、沼津の魅力を再確認し、誇り高い沼津を次世代に残すこと」を表現した記念式典とする。さらに記念式典及び記念講演終了後には、女性起業講演会も実施する。

3 履行期間

契約締結日から令和 5 年 7 月 31 日まで

4 市制 100 周年記念式典の概要

(1) 開催日 令和 5 年 7 月 1 日 (土)

① 6 月 30 日 (金) 13 : 00 ~ 22 : 00 会場設営

② 7 月 1 日 (土) 10 : 15 ~ 12 : 00 記念式典及び記念講演

(想定出席者 700 人程度)

(次第(案)は別紙のとおり)

③ 7 月 1 日 (土) 14 : 30 ~ 17 : 00 女性起業講演会

※当日の会場設営及び会場撤収は 7 時から 22 時までを有効に活用して設定すること。

(2) 開催場所 プラサヴェルデコンベンションホール A

※上記のほか、会場外ホワイエの使用が可能であるため、有効に活用した設定をすること。

5 業務内容

(1) 記念式典（45分）及び記念講演（45分）の運営等

- ・会場準備設営
- ・音響、照明、現場監督、運営スタッフ、受付、会場誘導スタッフの配置及び管理運営
- ・司会進行
- ・当日のマニュアル、各スタッフの進行台本の作成
- ・You Tubeでの記念式典の中継

※〈提案事項〉

参加者が「先人達への感謝と敬意」「誇りと愛着」「市民との協働」「次の100年への新たな一歩」を感じることでできる式典運営を実施するため、沼津市の歴史を追体験できるよう自由な発想で提案すること。

- ①舞台装飾、演出等
- ②動画作成
- ③その他演出

(2) 女性起業講演会（150分）

- ・レイアウト変更等
- ・音響・照明等の管理

※女性起業講演会については、(1)の記念式典及び記念講演とは参加者が異なるものであるため、講師の選定、事前告知及び案内、講演会当日の進行、受付、参加者の誘導等についての決定、準備、支払いは委託者が行う。

※女性起業講演会での、この市制100周年記念式典会場設営・実施運営等業務委託での業務内容は上記の2点のみ。

(3) 記念式典及び記念講演の招待者への対応

- ・招待者への案内状発送
- ・出席者リストの作成
- ・当日席次の作成

※案内状のデザイン案を作成し、事前に沼津市の確認を受けること。

※最終的な出席者リスト、席次等について沼津市へ報告し、確認を受けること。

※招待者の選定（700人程度を想定）については、委託者が行う。

(4) 記念式典及び記念講演の次第（冊子）の作成

※冊子のデザイン案を作成し、事前に沼津市の確認を受けること。
※来場者及び関係者に対し、委託者が準備する記念品とともに会場内で配布する、イベント内容やタイムスケジュール、市歌等が記載されたものであること。

(5) 交通整理等

- ・会場周辺の交通整理や駐車場入り口等での誘導案内等を行う。
- ・会場周辺交差点等における車両の誘導案内及び待機車両への移動案内
- ・その他、巡回による安全確保

(6) 実施報告

- ・イベントの記録写真や内容、集計結果等を添えて、イベント終了後速やかに業務完了報告書を提出すること。

(7) その他

- ・イベント実施に必要な各種申請手続きに関すること。
- ・新型コロナウイルスの感染拡大防止の対策に関すること。
- ・進行台本、会場レイアウト、必要なマニュアル等を作成し、主催者用として、必要部数を印刷し配付すること。

(8) 特記事項

- ・プラサヴェルデコンベンションホールAの施設使用料については、委託者が負担するが、施設の備品使用料は受託者が負担すること。
- ・記念品の決定、準備、支払いは委託者が行う。
- ・記念講演の講師の決定、交渉、出演料の支払いは委託者が行う。
- ・国歌、市歌の演奏者については、市立沼津高等学校の吹奏楽部が行う。
- ・記念式典及び記念講演の手話通訳者の手配は、委託者が行う。
- ・別途必要事項については、受託者も協力すること。

6 成果品の納入

本業務における成果品は、業務委託完了届出書とともに、委託事業を実施したことが証明できる書類、写真、動画データ等を添付すること。

7 著作権の譲渡等

本業務の成果品については、「沼津市業務委託契約約款」第6条（著作権の譲渡等）に定めるとおり取り行うこととする。

8 再委託の制限等

- (1) 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができる。この場合は、事前に委託者に対して書面にて、再委託の内容、再委託先（称号又は名称）、その他委託先に対する管理方法等必要事項を報告しなければならない。

9 その他

- (1) 本業務は、沼津市業務委託契約約款に基づき、契約を履行する。
- (2) 本業務の委託料は、全額を完了払いとする。
- (3) 受託者は、業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、受託者は、本業務の実施に当たり、個人情報を取扱う場合は、沼津市個人情報保護条例（平成12年条例第38号）及び個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報を適切に取扱わなければならない。
- (4) 本仕様書に記載のない事項又は本仕様書に疑義が生じた場合は、委託者及び受託者が協議のうえ定めるものとする。

沼津市制施行 100 周年記念式典次第 (案)

令和 5 年 7 月 1 日 (土)

プラサヴェルデコンベンションホール A

○記念式典 午前 10 時 15 分～午前 11 時 00 分

- 1 開式の辞 (吉澤副市長)
- 2 国歌斉唱 (沼津市立沼津高等学校・中等部 吹奏楽部)
- 3 市長式辞 (頼重市長)
- 4 議長あいさつ
- 5 来賓祝辞 (県知事、市長会会長、他)
- 6 来賓紹介
- 7 市政功労物故者に対する黙祷
- 8 市政功労者表彰
 - (1) 特別表彰
 - (2) 一般表彰
- 9 市歌合唱 (沼津市立沼津高等学校・中等部 吹奏楽部)
- 10 閉式の辞 (塚本副市長)

○記念講演 午前 11 時 15 分～正午 (45 分)

「沼津市制施行 100 周年記念講演」